

一 紛議発生場所 荒川日暮里町七丁目四八三番地

① 名称 関根鉄二郎

② 事業主 関根錦衛

③ 資本金 五千円

④ 事業 各種製鉄機械製造

⑤ 企業系統 ナシ

⑥ 使用労働者 二十二名

⑦ 賃 銀 男 最高 二九五銭 最低 六〇銭

平均 一四六〇銭

⑧ 事業主団体 交和會

二 労働者例

① 紛議参加者 男 五名

② 組合関係 ナシ

③ 退職手当制度 ナシ

三 紛議発生解決年月日 昭和十一年十月二十日発生
十月二十九日解決

四 紛議発生原因

職工井田外四名ハ本工場ニ於ケル幹部ニシテ事業主トハ元
全一工場ニ於テ職工トシテ働キ事業主ガ肩書地ニ工場ヲ新
築スルト共ニ転入家族同様ノ待遇ヲ受ケ現在ニ至リタルモ
ノナルガ最近事業主カ競合蓄財ニ当リ事業関係モ發展途上
ニアルヲ以テ足繁ク遊興ヲナスノミナラス妄狂ヲナスヲ以
テ井田外四名ノ職工ハ家族ニ同情スルト共ニ現状ノ儘持續
スルトモハ工場崩壊ノ外ナシト爲シ且自給等ノ生活モ不安
定ナルヲ以テ前後十數回ニ亘リ意見ヲナンタル處事業主ニ
於テハ使用人カ事業主ノ家庭内ニ立入ッテ干渉ヲナスハ不
都合ナリト難詰シタルヨリ感情上ノ衝突ヲ見斯ル止ルニ從
關係持續スルハ困難トシ退職ヲ申出タルト共ニ手當ヲ要求
シタルニ由ル